

### 1-3 適用範囲

#### 1-3-1 適用範囲

1. 特定道路<sup>※1</sup>を新設または改築する場合は、当該特定道路を本マニュアルに適合させなければならない。
2. その他の道路<sup>※2</sup>についても、可能な限り本マニュアルに適合させるよう努めなければならない。

バリアフリー法は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下「新設特定道路」という。）を、道路移動等円滑化基準に適合させなければならないと定めている。

その他の道路（新設特定道路を除く道路）についても、基準適合義務までは課していないものの、道路移動等円滑化基準に適合させるよう努力することを求めている。

本マニュアルは、バリアフリー法、道路移動等円滑化基準等を補足するものであるので、道路移動等円滑化基準に基づき道路整備を行う場合には、本マニュアルに適合させなければならない。すなわち、本マニュアルは、新設特定道路及び努力規定に基づき同基準に適合した整備を行うその他の道路（これらの道路を総称して以下「特定道路等」という。）を対象としている。

『すべての人にやさしいまちづくり』を進めるため、新設特定道路以外の道路についても、本マニュアルを可能な限り積極的に適用し、全市的な道路のユニバーサルデザイン化を図るものとする。

なお、他の道路管理者や道路管理者以外の事業者が実施する事業であっても同様であるので、特に他の道路管理者や道路管理者以外の事業者が実施する場合は、統一的な運用が図られるよう留意しなければならない。

※1 特定道路 : 1-3-3 解説 12 参照

※2 その他の道路 : 1-3-3 解説 20 参照

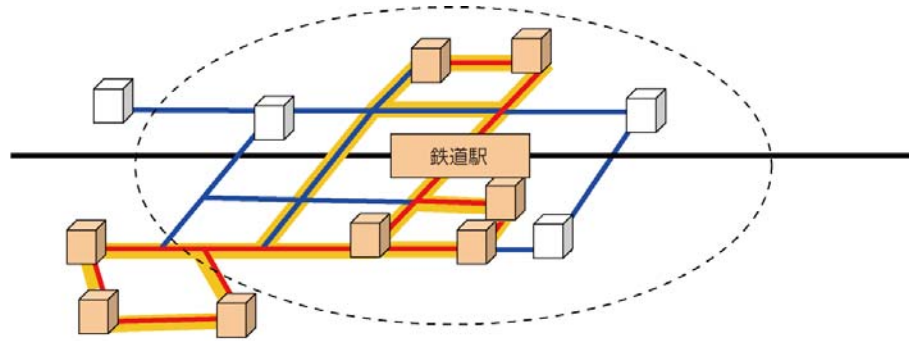
表 1-3-1 マニュアルの適用範囲


	道路 特定事業	その他 の事業
新設 特定道路	◎	◎
その他 の道路	◎ <sup>注</sup>	○


凡 例	
◎	適用
○	可能な限り適用


注) 「その他の道路」であっても、道路管理者の判断により道路特定事業計画に定め整備を実施する場合は、本マニュアルに適合しなければならない。


例：特定道路に取付く道路の一部、駅前広場等




 生活関連施設：高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設

 生活関連経路：生活関連施設相互間の経路

 特定道路：生活関連経路を構成する道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの

 特定道路以外の道路

 重点整備地区：次に掲げる要件に該当する地区

- ①生活関連施設の所在地を含み、かつ生活関連施設相互間の移動が通常徒歩でおこなわれる地区であること。
- ②生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ③当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施すること、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

図1-3-1 バリアフリー整備のイメージ